令和7年度宮城地方最低賃金審議会 第3回宮城県自動車小売業最低賃金専門部会の開催について

令和7年9月29日

標記の審議会専門部会を下記のとおり開催いたします。 傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和7年10月7日(火)午後2時00分から
- 2 場所 仙台第四合同庁舎 2階共用会議室(仙台市宮城野区鉄砲町1)
- 3 議題 (1)宮城県自動車小売業最低賃金の改正に係る審議

(2) その他

- 4 傍聴者数 10 名まで
- 5 申込要領
- (1) 傍聴希望者は、以下の URL からお申し込みください。

https://forms.office.com/r/shpqzsqcZb

なお、葉書又は電話にて下記のあて先までお申し込みいただいても結構です。 申し込みの際は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号をご記入 (お伝え)ください。

申込締め切り日は10月3日(金)午後 3時(必着)です。

郵便番号 983-8585(住所記載省略可)

あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎

宮城労働局労働基準部 賃金室 あて 電話番号 022-299-8841

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、当日抽選させていただきます。傍聴の可否については、10月6日(月)午前9時から午前11時までの間に電話にて、御連絡させていただきます。
- (3) その他

傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、部会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、部会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上